

わたしのまちの行政相談委員

高島市では、総務大臣から行政相談委員として、野崎 司さん、江村吉勝さん、大久保三郎さん、横井又次さん、金矢健さんの5人が委嘱されています。毎日の暮らしの中で、国の仕事や道路公園、N.T.Tといった特殊法人の業務などに苦情や意見・要望はございませんか。苦情や要望があっても、直接申し出ていく、どこに申し出ていいのかわからないなどこのような時には、ぜひ行政相談委員にご相談ください。

行政相談委員は、市民のみならずの苦情や意見・要望をお聴きし、その解決や実現を図るとともに、寄せられた意見を行政運営に生かす役割を担っています。また、みなさんの暮らしをよりよくするための「苦情救済」と「公聴サービス」をも担っています。

相談は、自宅でも受け付けています。また、相談は無料で、秘密は堅く守られます。

◆行政相談とは？

総務省の行う行政相談であり、行政事件訴訟、行政不服審査手続きと異なり、手続きが簡易・迅速です。

①第三者的立場からあつせん
公平かつ中立で第三者的立場から行われます。

- 野崎 司
マキノ町石庭292番地1
☎(27)1328
- 江村 吉勝
今津町今津88番地
☎(22)2018
- 大久保 三郎
朽木市場825番地
☎(38)2595
- 横井 又次
安曇川町長尾712番地
☎(33)0309
- 金矢 健一
新旭町北畑741番地1
☎(25)2884

◆行政相談委員とは？

住民の身近なところに相談窓口を開くため、法律（行政相談委員法）に基づき、総務大臣が民間有識者の中から委嘱しているもので、自宅でも相談を受け付けるほか、特定の場所が決まった日時に相談を受ける定例相談や担当区域を巡回して相談を受け付ける巡回相談などを行っています。

※相談の日程については、広報たかしまの巻末行事カレンダーをご覧ください。か、市役所総務課☎(25)8000にお問い合わせください。（総務課）

情報化市民アンケートにご協力ください！

市では、昨年度に地域イントラ事業において、情報インフラの整備やホームページのリニューアル、議会中継、デジタル博物館などのシステムの整備を進めてきました。

今後、市の行政サービスの高度化や行政事務の簡素化・効率化などの施策、情報通信技術を活用した市民の利便性の向上や安心安全のまちづくりを推進していくために、その基本方針となる「高島市情報化基本計画の策定」を秋に予定しています。

市民のニーズと情報化の現状を把握し、情報化計画策定の基礎資料にするとともに、これからの市における情報化のあるべき姿を総合的に検討するため、情報化市民アンケートにご協力をお願いします。



▼調査対象と方法

調査対象は、高島市民の皆さんです。

調査方法は、高島市ホームページ上にアンケートコーナーを設けて、インターネットによる回答と集計を行います。

▼調査期間

3月10日～4月30日 まで

▼問い合わせ先

市役所情報統計課
☎(25)8114

就学援助制度のお知らせ

この制度は、経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費や学校給食費などの就学に係る経費の一部を援助するものです。就学の援助が必要だとお考えの方は、児童生徒の就学されている学校へお問い合わせいただき、申請の手続きをしてください。



なお、現在、援助費を受給されておられる保護者の方についても、改めて申請書が必要になります。

◆申請書提出期間

4月10日(月)～4月28日(金)

(学校教育課)

福祉総合交通利用助成のお知らせ

4月1日から、心身に障害のある方や75歳以上のひとり暮らしの方などの外出を支援するために交付していますタクシー券やガソリン券の助成事業が一部変わります。

●主な変更点

- ・対象者は市民税非課税世帯に属する方とします。
- ・重度の障害者の助成額を増額します。
- ・介護保険要介護1～5認定者を新たに対象とします。
- ・高島市内の路線バスにもご利用いただけます。

▼対象者

市内に住所を有し、かつ、市民税非課税世帯に属する方で、次に該当する方

①障害者

- ・身体障害者手帳所持者のうち1級、2級（②重度障害者以外の方）または肢体不自由3級の方
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者のうち1級または2級の方

②重度障害者

- ・身体障害者手帳所持者のうち肢体不自由1級または2級、視覚障害1級または2級、呼吸器機能障害1級の方
- ・療育手帳所持者のうちA判定である方

③介護保険要介護認定者

- ・要介護1～5に該当する方
- ④75歳以上でひとり暮らしの方

▼交付枚数

⑤満70歳以上の方のみの世帯およびこれに準じる世帯で生活する満75歳以上の方

◎タクシー・バス利用助成券	
A、対象者のうち①、④、⑤の方	100円券を一人年間180枚=18,000円
B、対象者のうち②、③の方	100円券を一人年間240枚=24,000円
◎ガソリン助成券	
A、対象者のうち①の方	100円券を一人年間90枚=9,000円
B、対象者のうち②の方	100円券を一人年間120枚=12,000円

▼申請の方法

申請先は、市役所社会福祉課・長寿福祉課または各支所です。申請の際、障害のある方は手帳を介護保険要介護認定者は被保険者証をお持ちください。

▼問い合わせ先

- 社会福祉課 ☎(25)8120
- 長寿福祉課 ☎(25)8516



福祉医療費助成制度の改正について

知的障害者更生施設および知的障害者授産施設に入所されている方については、これまで児童福祉法または知的障害者福祉法に基づく医療費の給付（公費番号：53/通称：マル児）を受けることができましたが、障害者自立支援法の施行に伴い、これらの給付制度が平成17年度末をもって廃止となり、医療費の自己負担が発生することになりました。

このため、これらの施設に入所されている方のうち、下記の要件に該当する方については、平成18年4月1日より、新たに福祉医療費助成制度の対象者として、医療費の助成が受けられるようになります。

受給券の交付には、助成対象者本人もしくはその保護者による申請が必要となりますので、市役所保険年

金課または各支所で申請手続きをお済ませください。

（制度が改正された4月分の医療費から助成を受けるためには、4月中の申請が必要です。）

▼要件

- ・知的障害の程度が重度（療育手帳の表示がAまたはA）の方
- ・知的障害の程度が中度（療育手帳の表示がB）の方で、身体障害者手帳（3級）の交付を受けておられる方
- ・特別児童扶養手当の支給対象児童で、障害の程度が1級に該当する方

▼問い合わせ先

保険年金課 保健医療係
☎(25)8137

「障害基礎年金」と「老齢基礎年金等」が併給できます。

障害基礎年金を受給されている方は、老齢厚生年金・遺族厚生年金等との併給ができませんでしたが、4月から受給者の申出による併給が可能となります。

併給することにより年金額が高くなる方には、5月中旬に社会保険業

務センターから「お知らせ」と「年金受給選択申出書」が送付される予定です。

詳しくは「ねんきんダイヤル」または大津社会保険事務所年金給付課までお問い合わせください。

▼ねんきんダイヤル

☎0570(07)1165

▼大津社会保険事務所年金給付課

☎077(52)1184

(保険年金課)